

新旧対照表

○木更津市空家等対策計画（案）【概要版】

変更後	変更前
右 3 3 行目（下から 3 行目） そのため、空家等に係る関係各課との連携をはじめ、空家問題の解決のため <u>関係</u> 団体等との連携・協力体制の整備に努めます。	右 3 3 行目（下から 3 行目） そのため、市の空家等に係る関係各課の連携をはじめ、空家問題の解決のため <u>に組織された民間</u> 団体等との連携・協力体制の整備に努めます。

○木更津市空家等対策計画（案）

変更後	変更前																					
<p>P 2 3、1 4 行目（下から 3 行目） また、市の空家等に係る関係各課との連携をはじめ、空家問題の解決のため<u>関係</u>団体等との連携・協力体制に基づき、引き続き空家等に係る各種相談窓口について市民の皆様にも周知するとともに、様々な相談対応に努めます。</p> <p>P 2 5、1 4 行目 <u>(6) 空家除却に係る固定資産税の減免制度[※]の活用</u> <u>資産税課と連携し、空家除却後の土地に対する固定資産税減免制度について周知を図ります。</u> <u>空家除却に係る固定資産税の減免適用件数</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税年度</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数（減免1年目）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>件数（減免2年目）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※地方税法第三百四十九条の三の二で規定されているとおり、住宅用地は「課税標準の特例」が適用されています。しかし住宅を除却すると前述の特例が適用されなくなり税額が上昇します。</u> <u>空家除却に係る固定資産税の減免制度は、空家を除却した土地を空家バンクに登録した場合、上記「課税標準の特例」が適用された場合と同額になるよう、対象土地の固定資産税を空家除却日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度及びその翌年度減免する制度です。</u></p> <p>P 3 0、9 行目左 <u>令和 4 年 7 月 1 4 日出前講座（八幡台公民館）（写真）</u> P 3 0、9 行目右 <u>令和 4 年 9 月 3 日出前講座（清見台公民館）（写真）</u></p>	課税年度	H30	R元	R2	R3	R4	合計	件数（減免1年目）	0	0	1	3	1	5	件数（減免2年目）	0	0	0	1	3	4	<p>P 2 3、1 4 行目（下から 3 行目） 市の空家等に係る関係各課との連携をはじめ、空家問題の解決のため<u>に組織された民間</u>団体等との連携・協力体制に基づき、引き続き空家等に係る各種相談窓口について市民にも周知するとともに、様々な相談対応に努めます。 （新規）</p> <p>P 3 0、9 行目左 <u>平成 3 0 年 1 1 月 2 5 日出前講座（八幡台）（写真）</u> P 3 0、行目 9 右 <u>令和 3 年 1 月 1 0 日大久保地区（町内会長）（写真）</u></p>
課税年度	H30	R元	R2	R3	R4	合計																
件数（減免1年目）	0	0	1	3	1	5																
件数（減免2年目）	0	0	0	1	3	4																